

2026年1月1日施行!

取適法（旧下請法）ポイント説明会兼個別相談会を開催します

令和8年1月1日から、下請法は「取適法」に改正されます。改正内容について、広く周知するとともに、施行後に生じた実務上の疑問等を解消するため、改正法のポイント説明会兼個別相談会を開催いたします。

開催日時 令和8年1月29日(木) 13:30~16:30(予定)

開催場所 長野県 松本合同庁舎 502号会議室(長野県松本市島立1020)
オンライン同時開催(説明会のみ)

参加対象者 取適法適用対象事業者(発注事業者、受注事業者)、支援機関の方

プログラム ■説明会(13:30~14:30)
テーマ:取適法のポイントについて
講師:公正取引委員会 企業取引課

■個別相談会

- ①13:30~14:30 (個別相談のみ参加の方限定:3組)
- ②14:45~16:25 (説明会終了後:10組)

※個別相談は、1組あたり20分までとさせていただきます。
※①、②ともに個別相談のみご参加いただくことも可能です。その場合は、別途、開始時間の目安をお伝えいたします。
※申込の順番によっては、お待ちいただく時間が発生する可能性もございますので、予めご承知ください。

定員 ■説明会:会場50名、オンライン100名
■個別相談会:13組(先着順)

参加費 無料

申込方法等 令和8年1月26日(月)17時までに下記URLまたは右の二次元コードの申込フォームからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/tAfxMdJdUN>



<申込フォーム>

※詳細につきましては、別添のチラシをご確認ください。

長野県公式LINEにご登録ください!

「事業者サポート」に☑していただく

産業支援情報を受け取ることができます。

登録はこちらから ⇒



(問合せ先)

担当 産業労働部 経営・創業支援課
中小企業支援係 三島、山口
電話 026-235-7195(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2957
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp